

〈基本方針〉

富岡町は平成29年4月の帰還困難区域を除く一部地域の避難指示解除や応急仮設住宅の一部閉鎖、災害・復興公営住宅の整備などが進み、町民の生活は故郷富岡町への帰還や災害・復興住宅への転居、そして避難先地域での自力再建など、避難生活から自立再建に向けた新たなステージへと移行しつつあります。

しかし、町内居住者数は平成31年3月1日現在で877人・高齢化率33.0%と震災を起因とする世帯分離と超高齢社会が加速度的に進行したことによって、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増加し、家族内の見守りや介護機能の低下、コミュニティの希薄化が深刻な状況です。

また、避難先地域での孤立、さらに復興公営住宅に転居したことによる生活環境の変化を起因とし、閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者が増加、就労不能による生活困窮者が顕在化するなど町民が抱える生活・福祉課題は山積しております。

このような状況を踏まえ、本会では、孤立防止及び潜在的ニーズの把握のため積極的なアウトリーチによる「見守り相談支援の重点化」と課題解決に向けた「包括的な相談支援体制の整備」や住民同士による助け合い・支え合いを目指した「コミュニティの再構築」を重要な課題として位置づけ、行政や各専門機関、ボランティア組織や地域住民など多種多様な関係機関と連携し、フォーマル・インフォーマルな社会資源の有効活用を図りながら、社協の役割である地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であることを認識し、誰もが安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みに努めてまいります。

また、社会福祉法で位置づけられた地域福祉推進の中核を担う公共性及び公益性の高い法人として、社会福祉協議会活動原則を遵守するとともに、福祉サービスの供給体制の整備及び充実、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上を図り、より一層の経営体制の強化に努めてまいります。

〈基本理念〉

「住み慣れた地域で安心して暮せるまちづくり」

〔基本目標 1〕

だれもが「暮らしやすい」まちづくりを目指します。

誰もがわかりやすく、利用しやすいサービス情報の提供や相談体制、利用者のニーズに合ったサービスが提供できるしくみなど総合的なサービスの提供と、今回の震災により家族と離れて暮らす人々に対し、地域での支え合いや見守りを推進するとともに、孤立防止の取り組みについても一層の強化を図ります。

〔基本目標 2〕

みんなで「支え合い、助け合いができる」人づくりを目指します。

人と地域の力が十分に活かされ、地域住民の声を反映した新たな仕組みを作り、支え合い、助け合いが生きがいとして実感できる福祉活動のネットワークも構築し、思いやりのある気持ちを持った人づくりを進め、お互いに尊重しあいながら住みなれた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現を図ります。

〔基本目標 3〕

すべての人が進んで「参加できる」体制づくりを目指します。

帰町したことにより生まれる多様な生活課題をとらえ、その問題に地域の町民が自ら取り組める体制を作るには、今まで以上の人と人との繋がりが大切です。町民一人一人が心豊かに幸せに暮らしていくには、心と体の健康、体力増進なども含め、それぞれの新たな力を引き出し、自発的、継続的に参加できる楽しくためになる地域福祉活動を展開し、生きがいを持って暮らしていくための仕組みをつくり、すべての人が積極的に参加できる体制づくりを図ります。

〈重点目標〉

1. 総務部門

- (1) 適正かつ透明性のある経営管理
- (2) 多様かつ複雑化する住民の生活・福祉課題に対応できる職員の育成
- (3) 社協だよりやホームページ等による地域福祉活動の広報活動の充実

2. 事業部門

- (1) 見守り相談支援体制の重点化
- (2) 住民が抱える様々な課題に対応する包括的な総合相談体制の整備
- (3) ボランティアによる支え合い、助け合いを目指した地域づくり

3. 介護保険部門

- (1) 自分らしい生活を送るための介護予防事業の充実
- (2) 早期発見のための介護予防把握事業の強化
- (3) 積極的な情報提供による情報の非対称性の改善

〈社会福祉協議会活動原則〉

1. 住民ニーズ基本の原則	広く住民の生活実態・福祉課題などの把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。
2. 住民活動主体の原則	住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めます。
3. 民間性の原則	民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性をもって活動を進めます。
4. 公私協働の原則	公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働などの関係機関・団体・住民などの協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めます。
5. 専門性の原則	地域福祉の専門的な推進組織として、調査、研究、開発、情報、計画作成などに関する活動を進めます。

〈社会福祉事業計画〉

事業区分 1 / 法人運営事業

【事業概要】

地域福祉の中核を担う公共性及び公益性の高い法人として、効果的かつ適正に行うため、自立的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性、経営組織のガバナンス強化、財務規律の強化など、より安定した法人経営を目指し、組織運営体制の整備に努めます。

【主要施策】

1. 法人運営の強化

地域福祉の担い手としてふさわしい事業を地域住民とともに推進するため、理事会等を中心として、事業の健全経営や透明性を図り、法人運営の強化に努めます。

- (1) 理事会及び評議員会の開催
- (2) 監事監査の実施
- (3) 苦情解決第三者委員会の設置
- (4) 執行部会・定例会議・職員会議の開催

2. 人事管理の強化及び人材育成

多岐にわたる業務に対応し、地域住民のニーズに応じていくために、人材育成を主眼とした人事考課制度の導入や研修会を実施し、資質の向上を図ります。

- (1) 役員及び職員の資質向上のための研修会の実施
- (2) 人事考課制度の適正な運用

3. 社協活動を支える財源確保及び健全化

経費縮減に努め、財源確保及び健全化を図ります。

- (1) 経費縮減
- (2) 福祉基金の適正な運用

4. 情報発信事業

社協活動の報告、啓発、福祉に関する情報など地域住民に広く周知します。

- (1) 社協だより「笑～る」発行事業
- (2) ホームページ運営事業
- (3) Facebook 運営事業

5. 郡山支所組織再編整備

応急仮設住宅及び借上げ住宅等の無償提供終了に伴い、本年度末をもって、応急仮設住宅高齢者等サポート拠点（おだがいさまセンター）も終了することから、閉所に向けた業務を進めます。

中通り地区で避難生活をされている住民が安心して生活できるよう自立に向けた支援と訪問見守り活動の充実強化を図るため、本会郡山支所の機能を富岡町役場郡山支所内に集約し、多様化する生活支援の準備に努めます。

事業区分2／地域福祉推進事業

【事業概要】

震災での避難生活と世帯分離等による地域コミュニティや支え合いが崩壊する中で、コミュニティの再生や町民の福祉の向上、さらにはボランティア活動への関心を高め、地域で支える在宅福祉サービスを展開します。

【主要施策】

1. 介護予防事業【富岡町補助事業】

一般高齢者やその支援に携わる家族及び支援者等を対象として、要介護にならないために運動等の活動や趣味活動を通じた日中の居場所づくり、茶話会等のサロンや住民交流活動を開催するなど「通いの場」「健康維持」「住民同士のつながり」「生きがいつくり」など多様な視点から総合的に支援することで介護予防を図ります。

【富岡事務所】

(1) 笑顔しゃんしゃん教室〔強化事業〕

- ①開催時期／5月～3月（月2～4回）
- ②開催場所／富岡町総合福祉センター
- ③対象者／町内及び相双地区に居住している概ね65歳以上の町民

【郡山支所】

(2) おだがいさま倶楽部

- ①開催時期／5月～3月（月1回）
- ②開催場所／郡山市富田町高齢者等サポート拠点（おだがいさまセンター）
- ③対象者／郡山市周辺に居住している概ね65歳以上の町民

【いわき支所】

(3) いきいき元気塾

- ①開催時期／5月～3月（月1回）
- ②開催場所／交流サロン多目的集会所
- ③対象者／いわき市内に居住している概ね65歳以上の町民

2. 在宅福祉サービス事業【富岡町受託事業】

町内に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯、寝たきり、その他心身障害等により通常の行動が著しく困難な者を対象に、下記の在宅福祉サービスを提供する。

(1) 理容派遣サービス事業

- ①利用回数／年6回まで
- ②利用料／1回あたり500円

3. 地域福祉イベント開催事業【富岡町受託事業】

ノーマライゼーションの理念に基づき、福祉施設・ボランティア・企業・NPO・関係行政機関等の多様な関係機関と連携し、あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、地域福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すことを目的として交流事業を開催します。

(1) 第35回福祉まつり

①開催時期／11月9日～10日（予定）

②開催場所／富岡町総合福祉センター

4. 見守りあんしんネットワーク事業【富岡町との連携事業】

富岡町が推進する生活支援体制整備事業との連携により、住民の支え合いやボランティア、行政や多様な各関係機関や社会インフラ事業者や宅配業者など多様な民間事業者のネットワークによって見守り支援・安否確認活動を行い、見守る人、見守られる人を特定しない形で、要支援者（高齢者、障がい者等）のちょっとした異変（気がかり）に気づいたときに実施機関（富岡町・富岡町社協）へ連絡・通報をいただき、ゆるやかに要支援者（高齢者、障がい者等）を見守っていく体制事業を推進します。

6. 福祉用具貸出事業【自主事業】

一時的に必要な方や介護保険のレンタルを利用できない方など福祉用具を無料で貸出することで利用者の日常生活における福祉課題を支援します。

(1) 利用対象者／富岡町に住所を有する者

(2) 利用期間／原則1年間

(3) 貸出可能な福祉用具／車いす、四点杖、歩行器など

7. 共同募金配分金事業【自主事業】

町民から寄せられた赤い羽根共同募金・地域歳末助け合い募金をサロン事業や高齢者支援など地域の福祉活動に還元し有効活用を図ります。

(1) 台湾友好基金事業〔ふれあいサロン事業〕

(2) 歳末高齢者等支援事業

(3) 高齢者等リフレッシュ支援事業【新規事業】

8. ボランティアセンター事業【自主事業】〔事業再開〕

住民の主体的な活動により、地域社会を住みよくする活動や住民の支え合い活動など社会的活動の参加の促進やボランティアグループや社会福祉団体等の活動を支援します。

(1) ボランティアコーディネート事業

(2) 生活支援サービスボランティア事業

(3) ボランティアニーズ調査

(4) ボランティア養成講座事業

(5) ボランティア保険事業

9. 緊急食料等支援事業フードバンク【自主事業】

低所得世帯等で、食料確保に逼迫しており、一時的な食料支援が必要と判断される世帯に対し、食料（米、乾麺、缶詰等）を支給し、「人」と「たべもの」をつなぎ生活再建を支援します。

10. 交通弱者支援事業【自主事業】

交通弱者である高齢者等が閉じこもりなどによって地域で孤立しないよう本会主催事業である介護予防事業などへの送迎サービスや病院等への通院などの移動のために福祉車両を貸出することで交通弱者の外出を支援します。

(1) リフト付きワゴン車貸出事業

- ①対 象 者／寝たきり等のため介助なしでは移動困難な高齢者等
車いす等を使用しなければ移動困難な高齢者等
知的障害のため公共交通機関の利用が困難な高齢者等
- ②利 用 料／燃料代実費
- ③利用回数／年 6 回まで
- ④運行範囲／浜通り内

(2) 外出支援サービス事業

- ①対 象 者／寝たきり等のため介助なしでは移動困難な高齢者等
車いす等を使用しなければ移動困難な高齢者等
知的障害のため公共交通機関の利用が困難な高齢者等
- ②利 用 料／無料
- ③利用回数／月 2 回まで
- ④運行範囲／富岡町内

(3) 送迎サービス支援事業〔新規事業〕

交通弱者である高齢者等が地域で孤立しないよう社会福祉協議会が所有する福祉車両を活用し、介護予防事業やふれあいサロン事業など富岡町内の本会主催事業への送迎サービス支援を行い、社会活動参加の機会を提供することで、地域での居場所づくり、仲間づくりを支援します。

事業区分 3／権利擁護事業

【事業概要】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援をします。

【主要施策】

1. 日常生活自立支援事業「あんしんサポート」【福島県社協受託事業】

(1) 福祉サービス利用援助

福祉サービスに関する情報提供や利用に関する手続き、利用料支払いなど支援します。

(2) 日常的金銭管理サービス

金融機関での日常生活に必要な金銭出し入れや公共料金などの口座引き落とし手続きなど支援します。

(3) 書類等預りサービス

預金通帳や印鑑など重要な書類を預り、金庫など安全な場所で保管します。

事業区分 4／相談支援事業

【事業概要】

富岡事務所、いわき支所、郡山支所拠点 3 ヲ所に総合相談窓口を設置し、地域包括支援センタ

ーや民生児童委員、弁護士など多様な専門機関や専門職と連携し、家族や仕事、介護、法律のことなど、町民が抱える多様な生活・福祉課題に総合的に相談に応じるとともに関係機関等との連絡調整を行い、課題改善に向けた必要な援助を行います。

【主要施策】

1. 福祉総合相談事業【富岡町受託事業】

地域住民の抱えるさまざまな相談に対応するため、相談窓口の設置と無料相談会を開催します。

(1) 暮らしの心配ごと相談

①開催時期／5月～3月（月1回）

②開催場所／富岡町総合福祉センター、富岡町役場郡山支所、本会いわき支所 他

③相談内容／心配ごと相談（民生児童委員）

法律相談（弁護士）

介護相談（本会職員、地域包括支援センター職員）

ボランティア相談（本会職員）

2. 生活困窮者自立支援事業【福島県社協との連携事業】

経済的困窮と地域での社会的孤立は深く関わりがあることから、福島県社会福祉協議会生活自立サポートセンターと連携し、本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施し、多様な就労支援や地域社会とのつながりや支え合いを活用した生活支援等を実施し支援対象者の自立を促進します。

3. 法外援護事業【自主事業】

行路病人等で所持金を持たない者に対し、富岡町内から町外に移動するまでの旅費を支給します。

事業区分5／資金貸付事業

【事業概要】

資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立、生活意欲の向上によって、社会参加を促進します。

【主要施策】

1. 生活福祉資金貸付事業【福島県社協受託事業】

他の貸付が利用できない低所得者や障がい者世帯などに対して、経済的自立と生活の安定を図るため、福島県社協受託事業として行う貸付事業です。

(1) 総合支援資金

(2) 福祉資金 福祉費

(3) 福祉資金 緊急小口資金

(4) 教育支援資金

2. 生活援助資金貸付事業【自主事業】

富岡町に居住する低所得者（母子援助資金の貸付を受けている世帯は原則として除く）を対象として、必要な生活資金の貸付を行い、その世帯の生活の維持と安定を図ります。

- (1) 貸付限度額 1世帯あたり10万円以内
- (2) 貸付期間 原則12ヵ月以内

事業区分6／避難者生活支援事業

【事業概要】

行政や避難先社協、各種専門機関などの多種多様な関係団体と連携を図りながら、被災者の生活・福祉課題の把握を行い、要援助者が必要なサービス・活動ができるよう相談や調整を行うとともに、町民が避難先地域住民と交流ができる場を提供することで、避難先でのコミュニティー構築を支援します。

【主要施策】

1. 生活支援相談員等配置事業【福島県社協受託事業】

富岡事務所、いわき支所、郡山支所の3拠点に生活支援相談員を配置し、個々のニーズに応える支援（個別支援）を通して自立を促進するとともに、住民同士のつながりや助け合い活動（サロン）の支援（地域支援）をします。

- (1) 訪問による見守り、相談、情報提供
- (2) 福祉サービスその他生活支援サービス利用援助
- (3) 被災者支援に関わる関係機関との連絡調整
- (4) ふれあいサロン事業〔台湾友好基金を財源として実施〕

【富岡事務所】

- ① ゆうゆう倶楽部
 - (a) 開催時期／5月～3月（週1回）
 - (b) 開催場所／町内災害公営住宅 他
- ② 寄っこらしょカフェ
 - (a) 開催時期／5月～3月（年4回）
 - (b) 開催場所／広野町復興公営住宅、相双地区内 他
- ③ Cha 畑やってみ隊（畑サロン）
 - (a) 開催時期／5月～3月（月1回）
 - (b) 開催場所／富岡ふれあい農園

【郡山支所】

- ① 喫茶つつじ
 - (a) 開催時期／5月～3月（週2回）
 - (b) 開催場所／郡山市富田町高齢者等サポート拠点（おだがいさまセンター）
- ② 出前カフェ～はま風～
 - (a) 開催時期／5月～3月（月2回）
 - (b) 開催場所／県中、県北地区内 他

【いわき支所】

- ① ちょこっとカフェ
 - (a) 開催時期／5月～3月（月2回）

(b) 開催場所／いわき市内

2. 避難先地域交流イベント事業【富岡町受託事業】

避難先において、町民及び避難先地域住民との交流の場を提供し、避難先でのコミュニティ構築を支援します。

(1) 夏祭り

①開催時期／8月24日（予定）

②開催場所／郡山市富田町若宮前応急仮設住宅地内

3. コミュニティ活動支援事業【富岡町受託事業】

町内に帰町された町民、諸般の事情により今も避難先で生活されている町民もふるさとを想う気持ちは同じ町民同士が、懐かしい思い出や現在の生活について語らい、交流する機会や活動の場を提供する。

(1) 県外支援事業

(2) 県内居住者と県外避難者との交流事業

(3) 県内居住者交流事業

事業区分7／指定管理者事業

【事業概要】

富岡町総合福祉センターの円滑な管理を通じ、地域住民の福祉の向上を目的として活動します。「地域住民と手をつなぐ」をスローガンに、高齢者から児童まで、ともに地域を支え合う住民として、人権を尊重し、法令を遵守した管理に努めます。また、利用者の本位のサービス提供に努め、清潔な安全・快適な環境を提供します。そして、町の関係諸機関、地域、利用者との連携の強化を図り、施設管理運営を行います。

【主要施策】

1. 富岡町総合福祉センター管理運営事業【富岡町受託事業】

(1) 総合福祉センター運営業務

(2) 相談窓口の設置

(3) 総合福祉センター使用許可業務

(4) 総合福祉センター維持修繕業務

(5) 総合福祉センター使用料等徴収業務

事業区分8／公益事業

【事業概要】

帰町を見送り避難先地域で生活を送られている高齢者等が、地域でコミュニティを喪失することにより、地域から排除され孤立することがないように、生きがいつくりや仲間づくり、避難先地域住民との交流する機会を提供し、自立した生活が送れるよう各種ボランティア団体や各種関係団体など多種多様な関係団体と連携を図りながら支援するとともに、郡山市富田町若宮前応急仮設住宅内に設置された高齢者等サポート拠点の有効的な活用に努めます。

【主要施策】

1. 応急仮設住宅地域高齢者等サポート拠点管理運営事業【福島県受託事業】

- (1) 高齢者等サポート拠点管理業務
- (2) 総合相談窓口の設置
- (3) 地域交流サロン運営業務
- (4) 要援護者の見守り安否確認業務

2. 生きがいつくり教室開催事業【福島県受託事業】

避難先において、町民や避難先地域住民との交流の場を確保することで、生きがいつくりや仲間づくりの場を提供し、高齢者等の社会参加を支援します。

- (1) 料理教室
- (2) 生きがいつくり教室

事業区分 9／介護保険事業

【事業概要】

老人福祉法の基本理念を遵守し介護保険法の趣旨に従い、利用者が可能な限り、住み慣れた居宅において、その能力に応じた自立を促し、その人らしい日常生活を営むことが出来るよう市町村及び指定居宅介護サービス事業所等の関係機関との連携を図り、居宅介護支援を進めていきます。

【主要施策】

1. 居宅介護支援事業

介護保険利用者に、居宅介護計画（ケアプラン）を作成し、適切に介護サービスを利用できるよう支援します。

2. 訪問介護支援事業

訪問介護員が訪問し、食事や排泄などの身体介護及び掃除や洗濯、調理などの生活援助を行います。

3. 介護予防把握事業

自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの課題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動に繋がります。

4. 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識の普及を目的としたパンフレット作成や講座の開催など、住民の主体的な介護予防活動を支援します。

事業区分 10／民生児童委員協議会

【事業概要】

住民の福祉ニーズは複雑、多様化しており、避難先での被災者支援や住民を地域で支援する地域福祉の推進、保健・医療など関係分野との一層の連携が求められており、住民が抱える生活・福祉課題の解決に向け、住民の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関とをつなぐパイプ役を務め、住民が安心して生活できるように支援します。

【主要施策】

1. 役員会及び定例会の開催

地域の福祉問題や担当世帯への援助方法の検討を行うなど、民生児童委員相互の連携の強化と任務遂行に必要な知識、技術の向上を図ります。

(1) 役員会（年6回）

(2) 定例会（年6回）

2. 見守り相談支援活動

町内居住者及び避難町民を対象に要援護者の把握と見守り安否確認を行います。

(1) 単独訪問活動

(2) 生活支援相談員との同行訪問

3. 相談支援活動

社会福祉協議会との連携により、福祉総合相談事業を通して、地域住民の抱えるさまざまな相談に対応します。

4. 民生児童委員の日・強化週間への取り組み（5月12日～18日）

(1) 富岡町内災害公営住宅一斉訪問

(2) リーフレットを活用したPR活動

5. 研修事業

各種研修会への参加、先進地への視察研修など行い、民生児童委員の資質向上を図ります。

(1) 福島県民生児童委員協議会主催研修事業

(2) 先進地視察研修

(3) 全国民生児童委員大会

5. 任期満了（3年）に伴う一斉改選

事業区分 11／日本赤十字社

【事業概要】

日本赤十字社は、国内外の災害救護、医療、血液、社会福祉などの事業、救急法の普及、青少年赤十字、ボランティア活動など、幅広い分野で活動しています。本会に福島県内の赤十字事業を企画運営している福島県支部の分区として赤十字の窓口を置き、赤十字事業を推進します。

【主要施策】

1. 赤十字社員運動強化事業

運動強化月間である5月に、赤十字事業の理解を深め、社員増強を図ります。

2. 災害備品整備事業

災害時に備え、発電機などの災害備品や毛布及び救急セットなどの住民配布用の災害グッズを整備します。

3. 防災講習会

防災講習会や炊き出し訓練など実施することで住民の防災意識の向上を図ります。

事業区分 12／共同募金会

【事業概要】

「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動への一層の理解と参加を促進するために、町民や企業に効果的な広報活動を推進し、地域福祉の推進に努めます。

【主要施策】

1. 赤い羽根共同募金運動

10月1日～3月31日、町内事業者への職域募金や街頭募金、個人募金（募金箱設置）を実施します。

2. 地域歳末助け合い募金運動

12月1日～12月31日、町内事業者への職域募金や街頭募金、個人募金（募金箱設置）を実施します。

事業区分 13／老人クラブ連合会

【事業概要】

高齢者が仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み明るい長寿社会づくりを目指すため、町内での老人クラブと避難地域での老人クラブの活動を支援します。

【主要施策】

1. 福島県老人クラブ連合会主催事業に関する業務
2. 双葉地方老人クラブ連絡協議会主催事業に関する業務
3. 老人クラブ活動支援業務

事業区分 14／遺族会

【事業概要】

戦没者の霊を慰め、遺族を援護することにより遺族間の親睦と福祉向上及び世界平和の確立を目的とする。

【主要施策】

1. 双葉郡、富岡町戦没者追悼式・慰霊祭への参加
2. 全国戦没者追悼式への参加
3. 各種行事への参加